

令和6年度第4回鮫川村地域公共交通協議会

日時：令和6年11月12日（火）

15:00～

場所：鮫川村役場・正庁

進行：室長

《 次 第 》

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協 議

報告第1号 鮫川村地域公共交通協議会設置要綱の改正について

報告第2号 令和6年10月までのデマンド交通実証事業結果について

報告第3号 鮫川村地域公共交通運賃協議会結果について

議案第1号 自家用有償旅客運送の更新申請に係る協議について

- ・地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- ・道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書（福島交通）

その他

- ・デマンド車両ラッピングについて
- ・企画運行日について 11月24日（日）（お知らせ版にて周知）
- ・次回開催について 令和7年1月予定

4. 閉 会

令和6年度 鮫川村地域公共交通協議会委員名簿

	所属	職名	氏名	選出区分
1	鮫川村	副村長	鈴木 大介	鮫川村長またはその指名する者
2	福島交通株式会社石川営業所	所長	本柳 靖二	一般乗合旅客自動車運送事業者
3	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸 紳一郎	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
4	一般社団法人福島県タクシー協会	県南支部長	鈴木 岳	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
5	東北運輸局福島運輸支局	企画調整部門首席運輸企画専門官	黒田 雅樹	福島運輸支局長またはその指名する者
6	福島県県南地方振興局	県民環境部副部長兼県民生活課長	鈴木 真徳	福島県の行政機関の職員（都道府県）
7	棚倉警察署	地域交通課長	新川 克己	福島県の行政機関の職員（都道府県警察）
8	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	調査課長	高橋 智巳	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
9	福島県棚倉土木事務所	所長	佐藤 和志	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
10	私鉄福島交通労働組合棚倉分会	会長	高橋 政廣	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者
11	鮫川運送㈱	社長	芳賀 篤徳	鮫川村長またはその指名する者
12	鮫川村商工会	会長	古舘 勝人	鮫川村長またはその指名する者
13	鮫川村商工会	女性部長	我妻 久美子	鮫川村長またはその指名する者
14	社会福祉協議会	事務局長	舟木 正博	鮫川村長またはその指名する者
15	地域包括支援センター	ケアマネジャー	藤元 良子	鮫川村長またはその指名する者
16	鮫川村区長会	赤坂西野区長	石井 哲	住民または利用者の代表
17	鮫川村老人クラブ連合会	会長	前田 三郎	住民または利用者の代表
18	福島県修明高等学校	校長	阿部 拓広	住民または利用者の代表
19	学校法人石川高等学校	教頭	矢吹 靖弘	住民または利用者の代表
20	社会福祉法人鮫川福祉会鮫川たんぽぽの家	施設長	江尻 勝巳	住民または利用者の代表
21	鮫川村連合 PTA	会長	関根 巨樹	住民または利用者の代表
22	鮫川村連合 PTA	副会長	澤村 龍太	住民または利用者の代表

オブザーバー

24	総務課	課長	矢吹 かおり
25	住民福祉課	課長	齋藤 利己
26	農林商工課	課長	我妻 正紀
27	地域整備課	課長	鈴木 隆寛
28	教育課	課長	渡邊 敬
29	こどもセンター	副主幹兼事務局長	長久保 仁一

事務局

30	村づくり推進室長	事務局員	船木 博枝
31	村づくり推進室村づくり推進係長	事務局員	矢吹 直美
32	村づくり推進室村づくり推進係主任主事	事務局員	佐藤 雄大
33	村づくり推進室村づくり推進係主事	事務局員	薄葉 楓花

報告第1号

1. 改正の概要

令和5年10月1日付の道路運送法の改正により、協議運賃に係る取扱いが変更されました。乗合バスの運賃はこの改正により、地域公共交通会議とは別の会議体で協議すること、あらかじめ公聴会の開催等の措置をとることが規定されたため要綱を改正したものです。

運賃を協議する別の会議体として、運賃協議会を新たに設置します。構成員は、鮫川村、協議する運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、道路管理者、運輸局、住民の代表の5者です。運賃協議会の今後の運営や管理は事務局で行います。協議結果は、公共交通会議の場で報告します。

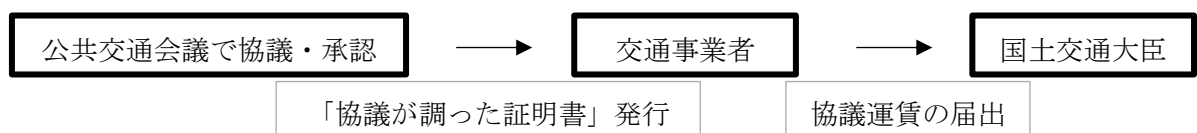
2. 改正の内容

(1) 鮫川村地域公共交通協議会設置要綱

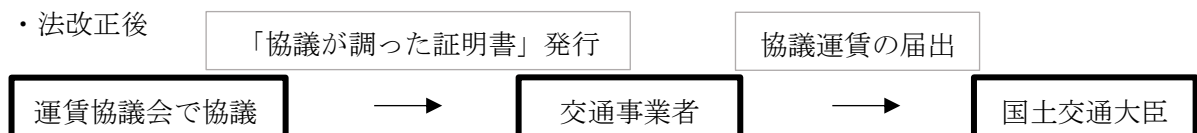
新	旧
(協議事項) 第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 (1) 再生法第5条に規定する公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関する事 (2) 計画の実施に係る連絡調整に関する事 (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事 (5) ～ (6) 省略	(協議事項) 第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 (1) 再生法第5条に規定する公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関する事 (2) 計画の実施に係る連絡調整に関する事 (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事 (5) ～ (6) 省略

3. 運賃改正までの流れ

・法改正前



・法改正後



構成員（5者）

- ・ 鮫川村
- ・ 協議する運賃を定めようとする
一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・ 道路管理者
- ・ 運輸局
- ・ 住民の代表

鮫川村地域公共交通協議会設置要綱

(目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）に基づき、地域公共交通について総合的に検討し、最適な公共交通のあり方について合意形成、計画策定及び連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、鮫川村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場内に置く。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法第5条に規定する公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様~~及び運賃、料金等~~に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村長または村長が指名する者
- (2) 関係する交通事業者、交通事業者が組織する団体
- (3) 道路管理者
- (4) 東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (5) 住民または旅客
- (6) 学識経験者など、その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 会長は、鮫川村副村長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、鯨川村のホームページ等を利用して公表する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議の整った事項については、委員は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、企画担当課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第14条 報償及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(要綱の変更等)

第16条 この要綱を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月3日から施行する。

- 2 この要綱により最初に委員となった者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 協議会設立に係る報償は鮫川村が支給する。
- 4 鮫川村地域公共交通会議設置要綱（平成20年要綱）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月21日から施行する。

令和6年10月までの鮫川村デマンド交通実証事業結果

1 デマンド交通の概要について

- (1) 実証運行期間：令和5年11月14日～令和6年3月31日
 令和6年4月1日～令和6年8月31日（実証継続）
 令和6年9月1日～令和7年2月28日
 （共創モデルにて実証継続）
- (2) 運行時間：8時～16時
- (3) 運行日：月～土及び企画運行日
 （日、祝、12月29日～1月3日は運休）
- (4) 運行地域：村内全域及び塙町の一部（塙厚生病院と塙城塙駅）
- (5) 運賃： 400円（19～69歳）
 200円（6～18歳、70歳以上、障がい者）
 1,500円（利用登録の住所が村外の方）

2 利用登録者数の推移（R5.11.14～R6.10.31）



(1) 総利用登録者数 216人

(2) 状況

- ・年齢別の割合は大きな変化は見られず、村内の70歳以上が最も多く登録している。6～18歳の登録は0件であったが、村外の19～69歳の登録が1件あった。

村内		村外	
6～18歳	20%	6～18歳	0%
19～69歳	2%	19～69歳	1%
70歳以上	57%	70歳以上	0%
障がい者	8%	障がい者	11%

3 運行状況及び乗車人数 (R5. 11. 14～R6. 10. 31)

(1) 運行日数：285日

(2) 運休日数：72日

(3) 乗車人数：541人

	利用回数	実利用人数
R 5. 1 1月	37回	36人
1 2月	62回	61人
R 6. 1 1月	87回	80人
2月	52回	30人
3月	57回	33人
4月	67回	39人
5月	82回	45人
6月	71回	39人
7月	101回	58人
8月	77回	49人
9月	50回	31人
10月	74回	40人
合計	817回	541人

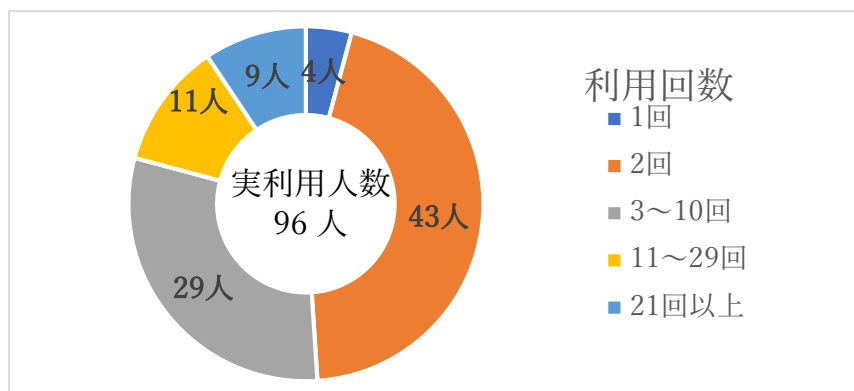
(4) 1日あたりの乗車人数：約1.9人

(5) 状況

- ・約1年間の運行で、月の平均実利用人数は約45人、利用回数は約68回であった。平均を下回る利用人数の月が多く、9月は特に減少が大きい。これは、祝日が多く、運休が7日間あったため、利用人数が少ないと考えられる。

4 利用者の傾向

(1) 利用回数について (R5. 11. 14～R6. 10. 31)



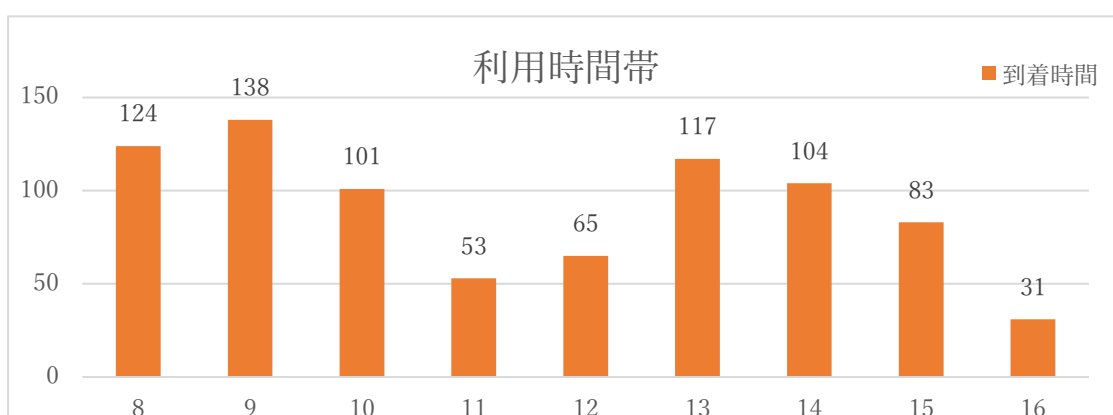
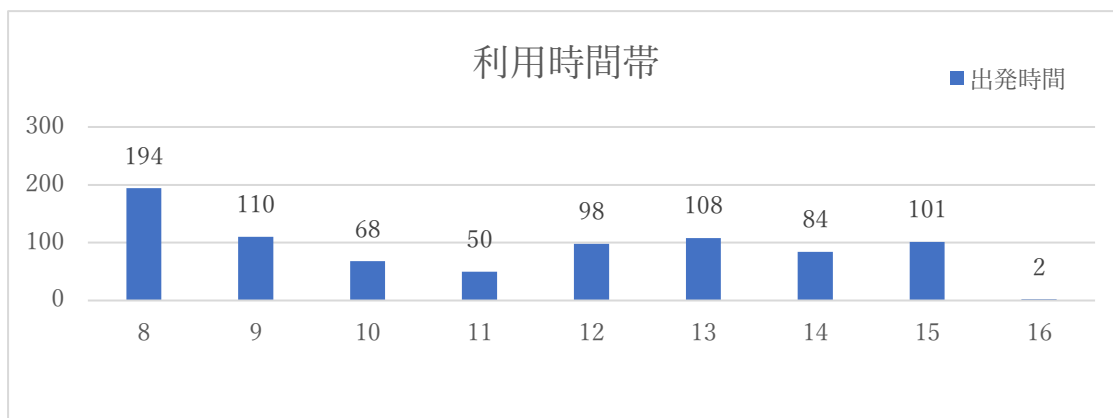
- ・利用登録者 216 人のうち、実利用人数は 96 人となり、利用登録者の約 44 %が 1 回以上利用している。
- ・利用が 1 回の人数は 4 人であり、往復や複数回で利用している人が多い。
- ・21 回以上の利用は 9 人であり、そのうち 4 人は 30 回以上利用している。最も多い利用回数は 74 回であり、埴厚生病院への通院に利用している。

(2) 利用曜日について (R6. 4. 1～R6. 10. 31)



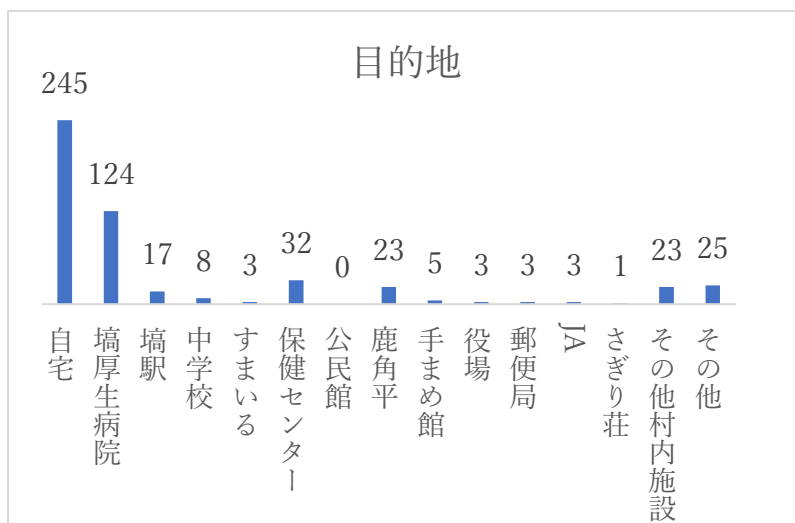
- ・水曜日の利用が最も多く、木・金曜日でも安定して利用が見られる。
- ・最も利用が少ないのは月曜日であり、次いで火・土曜日が少なくなっている。月曜日は祝日が多く、利用者が運休と考えていること、また病院等も休みであることから利用者が少ない。今後は祝日の運行について、積極的に周知を進め、利用者を確保する。
- ・運行日で利用者のなかった日が最も少ないのは水曜日で 4 日のみであった。木～土曜日では 6 日、月・火曜日では 8 日が運行日に利用者がいない結果となった。
- ・今後、棚倉町への乗入れも含め、乗入れのない曜日の乗車率を高めていく必要がある。

(3) 利用時間帯 (R5. 11. 14～R6. 10. 31)



- ・出発時刻について、最も利用者の多い時間帯は8時台であり、埼玉厚生病院へ向かう利用者が多い。12時以降に帰宅の利用者が乗車するため、午後の利用者は日中と比較して多くなっている。10～11時に利用者が減少している。
- ・到着時刻について、最も利用者の多い時間帯は9時台であり、埼玉厚生病院を目的地とした利用が多い。午前では8～10時、午後では13～15時は利用者が一定数いるが、11～12時の日中の利用者が減少している。
- ・出発、到着を合わせ、日中の時間帯で利用者が減少していることから、11～12時の利用者の確保が課題となる。

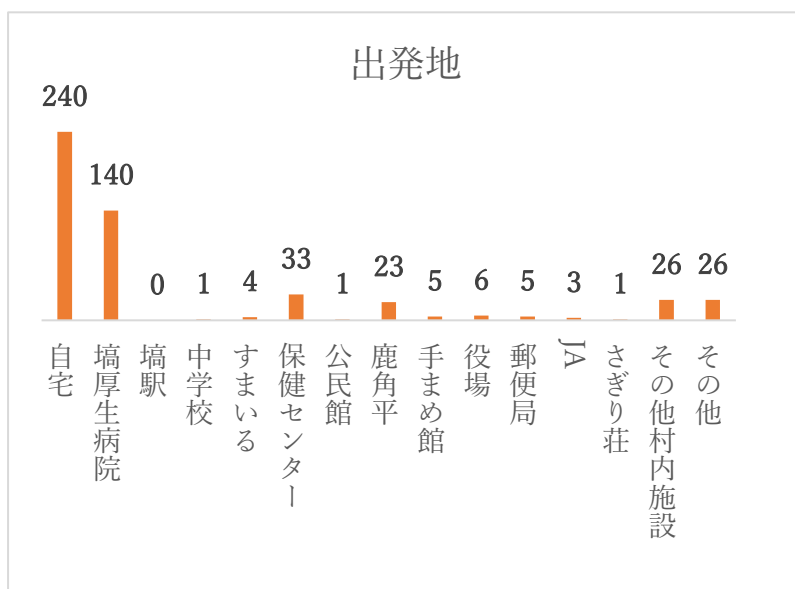
(4) 利用場所について (R6. 4. 1～R6. 10. 31)



○保健センターには鯨川歯科医院、診療所の利用を含む。

○その他村内施設…
各地区の集会所等や各理美容院、たんぽぽの家を含む。

○その他…
高齢者住宅に居住している方が実家の手入れのために帰省しているもの



- ・主な利用としては自宅～塙厚生病院の間の運行が多い。また、自宅～塙厚生病院間については、行きのみもしくは帰りのみの片道利用も多くなっている。
- ・9～10月の利用では村内の移動に利用しているケースも見られた。村内移動の利用促進を高めていきたい。
- ・9～10月の塙駅からの利用は、村外居住者が実家の手入れのために帰省したものであり、実証運行開始から2件目となる。

5 総括

- ・新規利用登録者は9月に16人であり、利用登録者数については増加している。今後、棚倉町への乗入れも含め、利用登録者が増加することを予想している。
- ・新規利用登録後、実際に利用している方が約44%であり、半分以下である。アンケート結果をもとに、実利用者が増加するような方法を検討していく。
- ・9～10月について、団体の利用はなく、埴厚生病院への利用がほとんどであった。路線バスとの接続方法を検討し、周知していくことで、路線バスの利用促進及びデマンド交通の村内周回率を高めていきたい。
- ・学生の利用について、2学期が始まったため、利用がなかった。冬休みの長期休暇開始に伴い、夏休み同様、学生の利用があることが想定される。広報等にてデマンド交通の使い方として、部活動等への送迎を広めていく。

【利用者からの声】

- ・今回で5回目の利用となるが、運転手も優しく、乗り心地もとても良いため、使いやすい。また、玄関近くまで迎えに来てくれることも、便利である。

(埴厚生病院の眼科への通院に利用している。)

令和6年度第1回鮫川村地域公共交通運賃協議会会議録

<開催概要>

■日 時：令和6年10月31日（木） 10：00～10：36

■場 所：鮫川村役場 正庁

■出席者：[鮫川村地域公共交通協議会委員] 出席7名（うち代理出席2名）
[事務局] 3名

村づくり推進室：船木室長、矢吹係長、薄葉主事

■配布資料：第1回鮫川村地域公共交通運賃協議会 次第等

進行：室長

《 次 第 》

1. 開 会

2. 村長あいさつ

【副村長】

本日は御多用の折、ご出席を賜りましたこと心から御礼申し上げます。村営バスあおぞら号を令和7年1月より福島交通株式会社と委託運行という形で協議を進めています。それにあたり、運賃等をどうするか、本日の協議にて図っていきたいと思います。

あおぞら号については、平成6年よりJRバスの廃線にあたり、運行を開始し、最盛期には大型バスに乗りきらないほどの利用者がありました。当時、「あおぞらバス」という名称は、小学生が名付け、村民の皆様に親しまれてきました。

今回の業務委託が検討された経緯としては、車両の老朽化により、運営維持困難となったことが要因です。現在は、公用車である14人乗りハイエースを使用し運行していますが、恒常的な車両の確保が難しいことやオペレーションの関係により、福島交通へ業務委託することとなりました。

これにより、棚倉・鮫川線（あおぞら号）の運賃等の協議を行う必要が生じました。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、これより協議会に移らせていただきますが、本日出席いただいております委員は、12名中、7名でございます。半数以上のご出席をいただいておりますので、設置要綱第7条第3項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

3. 運賃協議会設置要綱の制定について

【事務局】

要綱を事務局より説明

4. 協議

議案第1号 役員選任について

事務局より委員長及び副委員長の提案

全員了承

委員長 鮫川村副村長 鈴木 大介

副委員長 鮫川村商工会長 古舘 勝人

議案第2号 協議運賃について

資料を事務局より説明

①運賃について

②定期運賃について

③障がい者減免料金について

④シニア無料券について

【委員】

無料券は配るのか。

【事務局】

料金ごとに色分けし、1年分を配布する予定。高齢者への浸透度や利用状況を把握するため、実証期間として行う。

【委員】

将来的にはオートメーション化していくのか。

【委員長】

将来的にはオートメーション化を検討していきたい。1月より定期券はNORUCAとする。

【審議】

賛成多数にて可決

5. その他

【事務局】

次回公共交通協議会開催予定 令和6年11月12日（火）

NORUCA 出張販売日 令和6年12月23日、令和7年1月6日

6. 閉 会

報告 第3号																								鯨川中学 校北口
村営バスあおぞら号 令和7年1月6日からの運賃																							広畑	200
																						保健センター	200	200
																					役場	200	200	200
																				図書館前	200	200	200	200
																			道少田	200	200	200	200	200
																	高校前	200	200	200	200	200	200	200
																湯川口	200	200	200	200	200	200	200	200
															真坂	200	200	200	200	200	200	200	200	200
														寅卯平	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
													切払	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
												猿子	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
											石神	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
										火打石	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
									富田口	200	300	300	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500
								山田	200	300	300	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500
							大草口	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500
						岡田口	200	200	200	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500	500	500
					庄司の草	200	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
				関口	200	300	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
			鷹匠町	200	200	300	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
		修明高校前	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	宮下	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	城跡	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
磐城棚倉 駅	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500

棚倉・鮫川線（あおぞら号） 定期運賃表

通学定期	現行運賃			福島交通運賃			差額		
基準運賃	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
200	6,000	17,100	32,400	6,000	17,100	32,400	0	0	0
300	9,000	25,650	48,600	9,000	25,650	48,600	0	0	0
500	15,000	42,750	81,000	15,000	42,750	81,000	0	0	0

通勤定期	現行運賃			福島交通運賃			差額		
基準運賃	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
200	7,000	19,950	38,880	7,200	20,520	38,880	200	570	0
300	10,500	29,920	56,700	10,800	30,780	58,320	300	860	1,620
500	17,500	49,880	94,500	18,000	51,300	97,200	500	1,420	2,700

※障がい者については、通勤定期ではなく、通学定期を適用し、50%負担とする。

（通勤定期の場合 $10,800円 \times 1/2 = 5,400円$ ）

鮫川村と今回の福島交通との協議運賃は $1ヶ月9,000円 \times 1/2 = 4,500円$

現在：磐城棚倉駅→猿子 520円

減免：520円の80% = 110円で乗車

$18,130円 \times 20\% = 3,630円$

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

東北運輸局福島運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送（交通空白輸送）
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
（名 称） 鮫川村地域公共交通協議会
（対象市町村） 鮫川村
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 6 年 1 1 月 1 2 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
（名 称） 鮫川村
（住 所） 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5
（代表者氏名） 鮫川村長 宗田 雅之
業務委託
受託者 福島交通㈱
5. 調った協議の内容
 - （1）路線又は運送の区域
〔運行系統〕 鮫川中学校北口～修明高校前～磐城棚倉駅
〔キロ程〕 1 7 . 9 ｷロ
 - （2）旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
別紙運賃表のとおり
 - （3）運送しようとする旅客の範囲
6. その他特記事項
なし

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

鮫川村地域公共交通協議会
会 長 鈴木 大 介

鮫川村村営バス「あおぞら号」運行時刻表

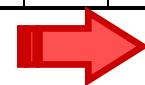
■お問い合わせ 鮫川村役場村づくり推進室村づくり推進係 電話 0247-57-6332 (最終改正: 令和2年11月2日)



鮫川中学校北口発 磐城棚倉駅行き

到着 arrival												departure 出発												
7:38	7:35	7:34	7:33	7:30	7:29	7:27	7:24	7:23	7:22	7:21	7:19	7:18	7:16	7:15	7:14	7:12	7:11	7:10	7:09	7:08	7:07	7:06	7:05	7:02
12:53	12:50	12:49	12:48	12:45	12:44	12:42	12:39	12:38	12:37	12:36	12:34	12:33	12:31	12:30	12:29	12:27	12:26	12:25	12:24	12:23	12:22	12:21	12:20	12:17
●17:53	●17:50	●17:49	●17:48	●17:45	●17:44	●17:42	●17:39	●17:38	●17:37	●17:36	●17:34	●17:33	●17:31	●17:30	●17:29	●17:27	●17:26	●17:25	●17:24	●17:23	●17:22	●17:21	●17:20	●17:17
●17:13	●17:10	●17:09	●17:08	●17:05	●17:04	●17:02	●16:59	●16:58	●16:57	●16:56	●16:54	●16:53	●16:51	●16:50	●16:49	●16:47	●16:46	●16:45	●16:44	●16:43	●16:42	●16:41	●16:40	●16:37
磐城棚倉駅 JR磐城棚倉駅	城跡	宮下	修明高校前 修明高校	鷹匠町	関口	庄司の草	岡田口	大草口	山田	富田口	火打石 火打石のしだれ桜	石神	猿子 鮫川たんぼの家・見渡団地	切払	寅卯平	真坂 真坂農村公園・堆肥センター	湯川口	高校前 修明高校 鮫川校	道少田 鮫川郵便局	図書館前 JA鮫川支店	役場 役場 公民館	保健センター	広畑 さざり荘	鮫川中学校北口
7:50	7:53	7:54	7:55	7:57	7:58	8:00	8:03	8:04	8:05	8:06	8:08	8:09	8:11	8:12	8:13	8:14	8:15	8:17	8:18	8:19	8:20	8:21	8:23	8:26
13:05	13:08	13:09	13:10	13:12	13:13	13:15	13:18	13:19	13:20	13:21	13:23	13:24	13:26	13:27	13:28	13:29	13:30	13:32	13:33	13:34	13:35	13:36	13:38	13:41
18:10	18:13	18:14	18:15	18:17	18:18	18:20	18:23	18:24	18:25	18:26	18:28	18:29	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:40	18:41	18:43	18:46
出発 departure												arrival 到着												

磐城棚倉駅発 鮫川中学校北口行き



※「鮫川中学校北口発磐城棚倉駅行き」「磐城棚倉駅発鮫川中学校北口行き」とともに上段は朝便、中段は昼便(臨時便)、下段は夕便(Ⓢは夏季時間、Ⓢは冬季時間)の運行時刻を示しています。

※Ⓢ夏季時間は4月1日から9月30日まで、Ⓢ冬季時間は10月1日から3月31日までの運行となります。

※昼便(臨時便)は、主に高校のテスト期間中のみの運行となります。運休日は、日曜日・祝日・お盆(8月13日～16日)、年末年始(12月29日～1月3日)です。

鮫川村村営バス「あおぞら号」運行時刻表

■ お問い合わせ 鮫川村役場村づくり推進室村づくり推進係 電話 0247-57-6332 (最終改正: 令和7年1月6日)



鮫川中学校北口発 磐城棚倉駅行き

到着 arrival										磐城棚倉駅行き														departure 出発			
7:38	7:35	7:34	7:33	7:30	7:29	7:27	7:24	7:23	7:22	7:21	7:19	7:18	7:16	7:15	7:14	7:12	7:11	7:10	7:09	7:08	7:07	7:06	7:05	7:02			
12:53	12:50	12:49	12:48	12:45	12:44	12:42	12:39	12:38	12:37	12:36	12:34	12:33	12:31	12:30	12:29	12:27	12:26	12:25	12:24	12:23	12:22	12:21	12:20	12:17			
17:53	17:50	17:49	17:48	17:45	17:44	17:42	17:39	17:38	17:37	17:36	17:34	17:33	17:31	17:30	17:29	17:27	17:26	17:25	17:24	17:23	17:22	17:21	17:20	17:17			
磐城棚倉駅 JR磐城棚倉駅	城跡	宮下	修明高校前 修明高校	鷹匠町	関口	庄司の草	岡田口	大草口	山田	富田口	火打石 火打石のしだれ桜	石神	猿子 鮫川たんぼの家・見渡団地	切払	寅卯平	真坂 真坂農村公園・堆肥センター	湯川口	高校前 修明高校 鮫川校	道少田 鮫川郵便局	図書館前 JA鮫川支店	役場 役場公民館	保健センター	広畑 さざり荘	鮫川中学校北口			
7:50	7:53	7:54	7:55	7:57	7:58	8:00	8:03	8:04	8:05	8:06	8:08	8:09	8:11	8:12	8:13	8:14	8:15	8:17	8:18	8:19	8:20	8:21	8:23	8:26			
13:05	13:08	13:09	13:10	13:12	13:13	13:15	13:18	13:19	13:20	13:21	13:23	13:24	13:26	13:27	13:28	13:29	13:30	13:32	13:33	13:34	13:35	13:36	13:38	13:41			
18:10	18:13	18:14	18:15	18:17	18:18	18:20	18:23	18:24	18:25	18:26	18:28	18:29	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:40	18:41	18:43	18:46			
出発 departure										磐城棚倉駅発 鮫川中学校北口行き														arrival 到着			

磐城棚倉駅発 鮫川中学校北口行き



※「鮫川中学校北口発磐城棚倉駅行き」「磐城棚倉駅発鮫川中学校北口行き」とともに上段は朝便、中段は昼便(臨時便)、下段は夕便の運行時刻を示しています。

※昼便(臨時便)は、主に高校のテスト期間中のみの運行となります。運休日は、日曜日・祝日、お盆(8月13日～16日)、年末年始(12月29日～1月3日)です。

【令和5年4月1日現在】 最終更新 令和2年11月2日

【運行区間】 鮫川中学校北口 ～ 修明高校前 ～ 磐城棚倉駅 【運行距離】 17.9km

■お問い合わせ 鮫川村役場村づくり推進室村づくり推進係 電話0247-57-6332



道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年11月12日に開催された鮫川村地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている系統
棚倉・鮫川線（あおぞら号） 営業キロ 17.9 km
- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間
新設路線 棚倉・鮫川線（あおぞら号） ※別紙路線図参照
起点：鮫川中学校北口（住所：東白川郡鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 119-1）
主な経由地：猿子・修明高校前
終点：磐城棚倉駅（住所：東白川郡棚倉町大字棚倉字北町 56）
- 3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙運賃表のとおり
令和6年10月31日 鮫川村地域公共交通運賃協議会で調った運賃
- 4 協議が調っている運行ダイヤ及び運行経路
別紙運行ダイヤ、運行経路図のとおり
- 5 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
運行事業者：福島交通株式会社
運行開始日：令和7年1月6日（月）

令和6年11月12日

鮫川村地域公共交通協議会
会長 鈴木 大介

免 許 路 線 図



A	①住所： 福島県東白川郡鮫川村赤坂中野巡ヶ作 1 1 9 - 1 地先 ②住所： 福島県東白川郡鮫川村赤坂中野巡ヶ作 1 1 6 地先 ③口程： 0.24 km (村道202号線)
B	②住所： 福島県東白川郡鮫川村赤坂中野巡ヶ作 1 1 6 地先 ③住所： 福島県東白川郡鮫川村赤坂東野広畑 ④口程： 0.55 km (県道71号線【勿来浅川線】)
C	④住所： 福島県東白川郡鮫川村赤坂中野窪ノ入 ⑤住所： 福島県東白川郡棚倉町関口 ⑥口程： 11.60 km (県道25号線【棚倉鮫川線】)
D	⑤住所： 福島県東白川郡棚倉町関口 ⑥住所： 福島県東白川郡棚倉町棚倉 ⑦口程： 1.00 km (町道下志宝大谷地線) (町道鉄砲町豊都線)
E	⑦住所： 福島県東白川郡棚倉町棚倉下町 ⑧住所： 福島県東白川郡棚倉町棚倉下町 ⑨口程： 0.04 km (町道磐城棚倉近津線)



F	⑧住所： 福島県東白川郡棚倉町棚倉下町
	⑨住所： 福島県東白川郡棚倉町棚倉町裏 車10程： 1.60 km (町道新町下町線)
G	⑩住所： 福島県東白川郡棚倉町棚倉町裏
	⑪住所： 福島県東白川郡棚倉町棚倉北町56 (磐城棚倉駅構内) 車10程： 0.22 km (県道177号【磐城棚倉停車場線】)



さめばす ⑬

左側面

